

令和8年9月 南伊豆町教育委員会

各施設の設置管理条例及び施行規則並びに社会体育施設使用料徴収条例及び施行規則のほか、下記のとおり取り扱うこととする。

1. 施設利用料の徴収について

- (1) 施設の利用料については、毎月月末締めで算定し、申請者に対し、納付書を送付する。
- (2) 請求額は、利用状況に基づき算定する。なお、取り消しの申し出があったものは除外する。

2. 各施設の予約取り消しについて

（加納テニスコート）

- (1) 施行規則第4条取り消しの申し出については、原則、利用する日の開始時間までに書面（様式3号）の提出を要するが、利用を許可された日の開始時間までに電話等による取り消しの連絡があり、利用を許可された日を含め5日後までに書面（様式第3号）が教育委員会へ提出された場合は、施行規則第4条のとおり提出があったものとして扱う。

- (2) 予約の取り消しをする場合において、申請者都合による取り消しが常態化した場合は、申請者に対して注意を行う。なお、改善されない場合は、条例に基づき、その団体に対して利用の停止をする場合がある。

（武道館、学校開放施設（体育館、夜間照明））

利用する日の開始時間までに教育委員会へ申し出るものとする。

3. 加納テニスコートに関する事項について

- (1) 施行規則第3条利用の許可について、1団体につき1日最大3コートまで予約を可能とする。
- (2) 条例第4条の利用時間について、7～9月の期間は熱中症等の危険があることから、午後の終了時間を19時までとする。但し、利用時間は最大4時間までとする。
- (3) 施行規則第5条（1）の飲食禁止については、コート内のベンチでのみ給水を認める。但し、水、お茶、スポーツ飲料以外の飲み物については、人工芝等への影響があることからコート内は禁止とする。

4. 武道館に関する事項について

- (1) 管理規則第2条開館時間について、指定時間以外に利用したい場合は、事前に教育委員会と協議し、その内容が妥当であると判断した場合は、利用時間の変更ができることとする。
- (2) 管理規則第3条休館日について、休館日に利用したい場合は、事前に教育委員会と協議し、その内容が妥当であると判断した場合は、利用ができることとする。